

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年 8 月14日

【会社名】 株式会社アイスタイル

【英訳名】 istyle Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長CEO 吉松 徹郎

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号

【電話番号】 03-6161-3660

【事務連絡者氏名】 取締役副会長CFO 菅原 敬

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号

【電話番号】 03-6161-3660

【事務連絡者氏名】 取締役副会長CFO 菅原 敬

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき2022年8月15日に提出いたしました臨時報告書の記載事項のうち、「新株予約権の行使の条件」について、2023年2月13日開催の当社取締役会において行使条件を変更することを決議いたしました。2023年8月14日開催の取締役会において、行使条件の決定について決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

- 新株予約権の内容
- （7）新株予約権の行使の条件

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

- 新株予約権の内容
- （7）新株予約権の行使の条件
- （訂正前）

<前略>

各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

当社普通株式2,000,000株のうち、1,400,000株に行使条件を追加する。追加条件についてはさらに高い水準の2025年6月期以降の業績目標を追加する予定で、詳細については、将来的な成長可能性を合理的に精査することができ、かつ、それに見合った業績達成条件を算定し得る段階で決定する。

（訂正後）

<前略>

各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

当社普通株式2,000,000株のうち、1,400,000株に行使条件を追加する。2024年6月期、2025年6月期及び2026年6月期のいずれかの事業年度において、次の各号に掲げる条件を達成し、かつ、条件を達成した事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益が0円以上となる場合、以後、当該各号に掲げる株式数を限度に本新株予約権を行使することができる。

- A) EBITDAが3,250百万円以上で420,000株の権利行使
- B) EBITDAが3,350百万円以上でさらに280,000株の権利行使
- C) EBITDAが3,450百万円以上でさらに420,000株の権利行使
- D) EBITDAが3,550百万円以上でさらに280,000株の権利行使

上記におけるEBITDAは、当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書上の営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額とする。なお、EBITDAの額の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）における営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額を参照するものとし、本新株予約権にかかわる株式報酬費用が発生した場合にはこれを除外して計算し、当該有価証券報告書が提出された時点からかかるEBITDAの額が適用される。また、国際財務基準の適用等により参照すべき数値の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役ににて定めるものとする。